

令和4年6月までの雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について**業況特例**の申請を行う**全ての事業主**は、**申請の都度**、**業況の確認**を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります。**

その際、提出する生産指標は、**最新の数値**を用いて判断することになります**(原則として生産指標を変更することはできません。)**。

※詳細は裏面をご確認ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年3月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年6月30日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を厳格化します

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040322企01

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

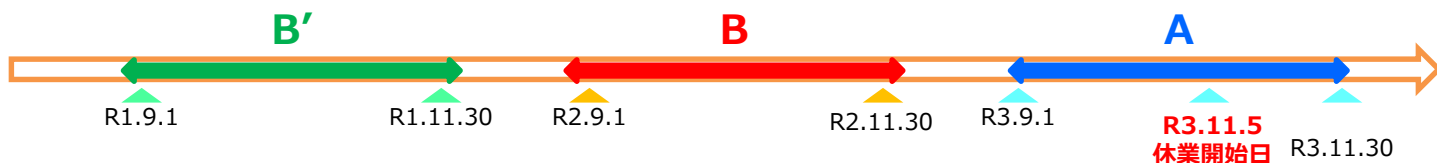
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少している事業主**
(ア) 判定基礎期間の初日が**令和3年12月31日以前**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



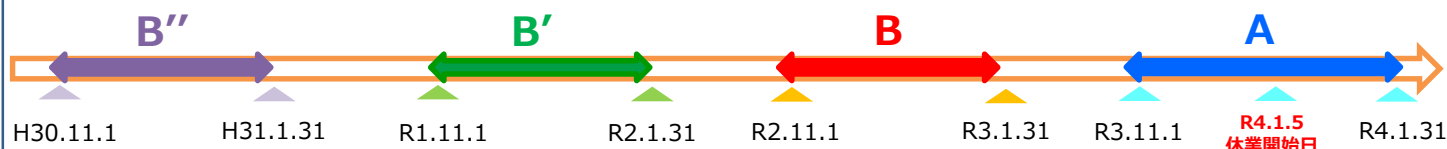
(イ) 判定基礎期間の初日が**令和4年1月1日以降**の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または**3年前同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和4年1月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



- 令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、**最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、売上等の書類の再提出が必要になります。**



- また、判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う**全ての事業主は、申請の都度、業況の確認**を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります。**その際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することになります（**原則として生産指標を変更することはできません。**）。

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

